

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案新旧対照条文

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五百八十六条第二項第一号の二十四の特定事業等） 第五十四条の十三の二十四（略）</p> <p>2 法第五百八十六条第二項第一号の二十四に規定する政令で定める認定特定事業者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前項第三号に掲げる事業 認定特定事業者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 中心市街地法第七条第一項に規定する特定中心市街地（以下本号において「特定中心市街地」という。）の区域に係る貨物の集貨又は配達を継続して行う貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者の全部又は大部分から当該集貨又は配達に係る業務の委託を受けて同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）<u>第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業</u>を行う者又は行おうとする者</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（法第七百条の六第五号の事業及び用途） 第五十六条の五 法第七百条の六第五号に規定する陶磁器製造業、木材加</p>	<p>（法第五百八十六条第二項第一号の二十四の特定事業等） 第五十四条の十三の二十四（略）</p> <p>2 法第五百八十六条第二項第一号の二十四に規定する政令で定める認定特定事業者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前項第三号に掲げる事業 認定特定事業者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 中心市街地法第七条第一項に規定する特定中心市街地（以下本号において「特定中心市街地」という。）の区域に係る貨物の集貨又は配達を継続して行う貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者の全部又は大部分から当該集貨又は配達に係る業務の委託を受けて同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）<u>第二条第八項に規定する第一種利用運送事業</u>を行う者又は行おうとする者</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（法第七百条の六第五号の事業及び用途） 第五十六条の五 法第七百条の六第五号に規定する陶磁器製造業、木材加</p>

工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(略)	(略)
<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
(略)	(略)

（法第七百一条の三十四第三項第二十二号の施設）

第五十六条の三十七 法第七百一条の三十四第三項第二十二号に規定する政令で定める施設は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第

工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(略)	(略)
<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物運送取扱事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項に規定する貨物運送取扱事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
(略)	(略)

（法第七百一条の三十四第三項第二十二号の施設）

第五十六条の三十七 法第七百一条の三十四第三項第二十二号に規定する政令で定める施設は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第

三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第三項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者に需要に応じてするものを除く。）に係る部分に限る。）を経営する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設とする。

附則

（法附則第三十二条の四第一項の特定民間施設等）

第十六条の二の九（略）

2517（略）

18 法附則第三十二条の四第十一項に規定する政令で定める認定特定事業者は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 前項第二号に掲げる事業を行う認定特定事業者で次のいずれかに該当するもの

イ 中心市街地法第七条第一項に規定する特定中心市街地（以下本号において「特定中心市街地」という。）の区域に係る貨物の集貨又は配達を継続して行う貨物自動車運送事業法第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者の全部又は大部分から当該集貨又は配達に係る業務の委託を受けて同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業を行う者又は行おうとする者

三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物運送取扱事業法第二条第六項に規定する貨物運送取扱事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第九項に規定する第二種利用運送事業のうち同条第三項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者に需要に応じてするものを除く。）に係る部分に限る。）を経営する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設とする。

附則

（法附則第三十二条の四第一項の特定民間施設等）

第十六条の二の九（略）

2517（略）

18 法附則第三十二条の四第十一項に規定する政令で定める認定特定事業者は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 前項第二号に掲げる事業を行う認定特定事業者で次のいずれかに該当するもの

イ 中心市街地法第七条第一項に規定する特定中心市街地（以下本号において「特定中心市街地」という。）の区域に係る貨物の集貨又は配達を継続して行う貨物自動車運送事業法第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者の全部又は大部分から当該集貨又は配達に係る業務の委託を受けて同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物運送取扱事業法第二条第八項に規定する第一種利用運送事業を行う者又は行おうとする者

19
～
28
(略)

三
(略)

口・八
(略)

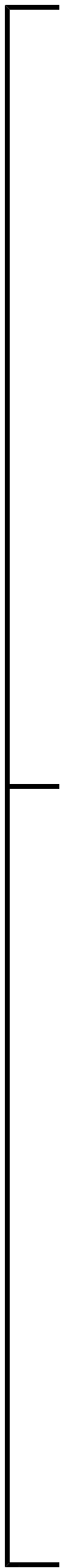
19
～
28
(略)

三
(略)

口・八
(略)

改正案	現行
<p>第二条 法第十八条第一項ただし書に規定する国土交通大臣の職権のうち、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業並びに一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十六条第一項の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。）及び第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十七条の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。）に関するものは、地方運輸局長に委任する。</p>	<p>第二条 法第十八条第一項ただし書に規定する国土交通大臣の職権のうち、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業並びに一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十六条第一項の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。）及び第二種利用運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第五十七条の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。）に関するものは、地方運輸局長に委任する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（商業施設等の特別償却） 第二十八条の十（略） 2～12（略）</p> <p>13 法第四十四条の七第一項の表の第八号の上欄に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人のいずれかに該当する法人とする。</p> <p>一 貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業を営む法人又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号） 第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業を営む法人</p> <p>二（略） 14～21（略）</p> <p>（商業施設等の特別償却） 第三十九条の五十三（略） 2～12（略）</p> <p>13 法第六十八条の二十四第一項の表の第八号の上欄に規定する政令で定める連結法人は、次に掲げる法人のいずれかに該当する連結法人とする。</p> <p>一 貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業を営む連結法人又は貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業を営む連結法人</p> <p>二（略） 14～21（略）</p>	<p>（商業施設等の特別償却） 第二十八条の十（略） 2～12（略）</p> <p>13 法第四十四条の七第一項の表の第八号の上欄に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人のいずれかに該当する法人とする。</p> <p>一 貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業を営む法人又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号） 第二条第八項に規定する第一種利用運送事業を営む法人</p> <p>二（略） 14～21（略）</p> <p>（商業施設等の特別償却） 第三十九条の五十三（略） 2～12（略）</p> <p>13 法第六十八条の二十四第一項の表の第八号の上欄に規定する政令で定める連結法人は、次に掲げる法人のいずれかに該当する連結法人とする。</p> <p>一 貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業を営む連結法人又は貨物運送取扱事業法第二条第八項に規定する第一種利用運送事業を営む連結法人</p> <p>二（略） 14～21（略）</p>



改 正 案	現 行
<p>（法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業）</p> <p>第一条の十一 法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貨物利用運送事業</p> <p>四 十六 （略）</p>	<p>（法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業）</p> <p>第一条の十一 法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貨物運送取扱事業及び通運計算事業</p> <p>四 十六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（保管場所の要件）</p> <p>第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。） 第三条の政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。</p> <p>一 当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離が、二キロメートル（ 法第十三条第二項の運送事業用自動車である自動車にあつては、国土 交通大臣が運送事業（同条第一項の自動車運送事業又は第二種貨物利 用運送事業をいう。）に関し土地の利用状況等を勘案して定める地域 に当該自動車の使用の本拠の位置が在るときは、当該地域につき国土 交通大臣が定める距離）を超えないものであること。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（保管場所の要件）</p> <p>第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。） 第三条の政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。</p> <p>一 当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離が、二キロメートル（ 法第十三条第二項の運送事業用自動車である自動車にあつては、国土 交通大臣が運送事業（同条第一項の自動車運送事業又は第二種利用運 送事業をいう。）に関し土地の利用状況等を勘案して定める地域に当 該自動車の使用の本拠の位置が在るときは、当該地域につき国土交通 大臣が定める距離）を超えないものであること。</p> <p>二・三 （略）</p>

○労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(都道府県が処理する事務等)</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間短縮実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 貨物利用運送事業</p> <p>ニ～タ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(都道府県が処理する事務等)</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間短縮実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 貨物運送取扱事業及び通運計算事業</p> <p>ニ～タ (略)</p> <p>2 (略)</p>

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自動車運送事業者等に関する特例）</p> <p>第八条 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者が特定事業者である場合における前二条の規定の適用については、第六条中「法第十七条」とあるのは「法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」とする。</p>	<p>（自動車運送事業者等に関する特例）</p> <p>第八条 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種利用運送事業を営業者が特定事業者である場合における前二条の規定の適用については、第六条中「法第十七条」とあるのは「法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、「法第二十条第一項」とあるのは「法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」とする。</p>

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貨物運送効率化事業に係る施設）</p> <p>第三条 法第四条第四項第五号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。</p>	<p>（貨物運送効率化事業に係る施設）</p> <p>第三条 法第四条第四項第五号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は第一種利用運送事業者（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第一種利用運送事業について同法第三条第一項の許可を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇三〇（略）</p> <p>三十一 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>三十二 一〇六十二（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（複合貨物流通課の所掌事務）</p> <p>第四十八条 複合貨物流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>二（略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇三〇（略）</p> <p>三十一 貨物運送取扱事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>三十二 一〇六十二（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（複合貨物流通課の所掌事務）</p> <p>第四十八条 複合貨物流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 貨物運送取扱事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>二（略）</p>